

議会運営委員会会議録

平成28年9月2日（金）

（開 会） 10：00

（閉 会） 10：32

案 件

- 1 議案の説明・質疑
- 2 議案の付託委員会について
- 3 会期及び会議予定について
- 4 決算特別委員会の設置について
 - (1) 設置の有無
 - (2) 名称：平成27年度決算特別委員会
 - (3) 定数：11人
 - (4) 人選届出期限：9月14日（水）午後5時
 - (5) 設置時期：9月21日（水）
- 5 決議案の取り扱いについて
 - (1) サニーベール市との姉妹都市提携に関する決議（案）
- 6 質問及び質疑通告並びに意見書案・請願の提出締切日について
 - (1) 一般質問通告締切日 9月 5日（月）午後5時
 - (2) 議案に対する質疑通告締切日 9月14日（水）午後5時
 - (3) 意見書案・請願提出締切日 9月14日（水）午後5時
- 7 請願第7号の採決について
- 8 議会のペーパーレス化に向けたタブレット端末の活用について
- 9 議会インターネット中継にかかる要綱等の整備について
- 10 議員派遣について
- 11 その他

次回委員会予定 9月13日（火）午前9時30分

○委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

平成28年第4回定例会の提出議案について執行部に説明を求めます。

○総務課長

予算関係の議案のほうから説明いたします。

議案番号が前後しますが、「議案第119号 専決処分の承認（平成28年度飯塚市一般会計補正予算（第3号）」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。

配布しております「平成28年度 補正予算資料」、資料が2冊ありまして、7月13日専決と記載している分をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。この専決処分につきましては、表の下に記載していますように、平成28年6月20日及び7月13日の大雨による災害のため、災害復旧に要する経費を補正するものでございます。補正額は、一般会計で1億7845万3千円を追加するものでございます。

2ページ以降に補正予算の概要等について、記載しております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

続きまして、「議案第98号 平成28年度飯塚市一般会計補正予算（第4号）」と「議案第99号 平成28年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第1号）」につきましては、別に配布しております「平成28年度 補正予算資料」で説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、表の下に記載していますように、補助事業に伴う事務事業費の変更などを中心に、今後の所要額を補正するものでございます。

一般会計は、先ほど説明いたしました7月13日専決後の予算総額に8875万円を追加して、補正後の予算総額を、727億1738万4千円にしようとするものでございます。

特別会計については補正額はありませんが、介護保険特別会計における保険事業勘定の債務負担行為を設定するものでございます。

2ページ以降に補正予算の概要等について記載しております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。以上が、予算関係の議案でございます。

続きまして、予算関係以外の議案について説明いたします。配布しています「議案概要」で説明をいたします。

「議案第100号 飯塚市職員倫理条例」につきましては、職員の職務に係る倫理の保持及び公正な職務の執行に必要な措置を講じ、公務に対する市民の信頼を確保するため制定するもので、主な内容としましては、任命権者と管理監督者の責務、職員の倫理行動規準、不正な働きかけの禁止、倫理監督者と職員倫理審査会の設置などを規定するものでございます。

「議案第101号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例」につきましては、行財政改革に基づく組織の再編に伴うもので、「企画調整部」、「総務部」、「財務部」の事務分掌を再編し、「総務部」と「行政経営部」の2部とし、「子ども・健康部」と「福祉部」を統合し「福祉部」とし、また、新たに「市民協働部」を設置するものでございます。

「議案第102号 飯塚市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、福岡県のひとり親家庭等医療費支給制度の改正に伴うもので、所得制限に係る所得額を児童扶養手当が不支給となる所得額に合わせ、その他関係規定の整備をするものでございます。

「議案第103号 飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、福岡県の重度障害者医療費支給制度の改正に伴うもので、12歳の年度末までの者の扶養義務者等の所得制限を児童手当が不支給となる所得額に合わせ、また、18歳の年度末までの者について、精神病床への入院医療に要する費用を支給対象とするものでございます。

「議案第104号 飯塚市印鑑条例の一部を改正する条例」につきましては、10月24日から、コンビニエンスストアで民間端末機を介して印鑑登録証明書を交付することに伴い、関係規定を整備するものでございます。

2ページをお願いいたします。議案第105号から次のページの第112号までの8件の「契約の締結」につきましては、いずれも鎮西小中学校建設工事に関し、契約を締結するものでございます。

受注者、契約金額はそれぞれ、第105号の（1工区）工事が「赤尾・みぞえ・友信特定建設工事共同企業体」、14億6987万4600円、第106号の（2工区）工事が「協同・竹並・末次特定建設工事共同企業体」、9億5578万8120円、第107号の（3工区）工事が「山下・三協増改築・本河特定建設工事共同企業体」、7億1941万5千円、第108号の（4工区）工事が「春田・神崎・曾根特定建設工事共同企業体」、7億945万2千円、第109号の（5工区）工事が「九特・アイ・インテリア特定建設工事共同企業体」、6億1029万6120円、次のページの第110号の（校舎棟・電気設備）工事が「飯塚・藤川特定建設工事共同企業体」、2億6892万円、第111号の（体育館棟・電気設備）工事が「昌栄・ハシザキ特定建設工事共同企業体」、2億1546万円、第112号の（体育館棟・給排水衛生設備）工事が「平山・畠中特定建設工事共同企業体」、1億7517万6千円でございます。

議案第113号の「訴えの提起」につきましては、市有地に無断で構造物を設置し、市有地を不法に占有している者が、構造物の撤去、土地の明渡しに応じないため、福岡地方裁判所飯塚支部に明渡し請求訴訟を提起するもので、請求の内容につきましては記載のとおりでございます。

4ページをお願いいたします。「議案第114号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」につきましては、6月10日に発生しました塵芥車による相手方軒先テント部分の損傷

事故に係る損害賠償を行うもので、修繕料として109万8360円を、市が加入しています
全国市有物件災害共済会から支払うものでございます。

「議案第115号 指定管理者の指定」につきましては、「飯塚市穂波福祉総合センター」の
指定管理者として、「株式会社トキワビル商会」を平成29年度から5年間、指定するもので
ございます。

「議案第116号 指定管理者の指定」につきましては、「飯塚市斎場」の指定管理者として、
「有限会社 きど葬祭」を平成29年度から5年間、指定するものでございます。

「議案第117号 指定管理者の指定」につきましては、「飯塚市文化会館」の指定管理者と
して、「公益財団法人 飯塚市教育文化振興事業団」を、平成29年度から5年間、指定するも
のでございます。

「議案第118号 市道路線の認定」につきましては、開発帰属、寄附採納、路線の見直し
に伴い、4路線を認定するものでございます。

5ページをお願いいたします。議案第120号から第124号までの人事議案につきましては
は、委員の辞職に伴います農業委員会の委員1名の任命について議会の同意を、また、任期満
了に伴います人権擁護委員4名の推薦について議会の意見を求めるもので、本会議最終日に提
案させていただきたいと考えております。

「平成27年度飯塚市一般会計 歳入歳出決算の認定」から「平成27年度飯塚市立病院事業
会計決算の認定」までの16件の認定議案につきましては、地方自治法、地方公営企業法の規
定に基づき、平成27年度の各会計の決算の認定をお願いするものでございます。

報告第24号から次のページの第27号までの4件の報告ですが、「車両損傷事故及び交通事
故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」、「市営住宅の管理上必要な和解の申
立て」の専決処分、平成27年度の「健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率」につつま
して、本会議最終日に報告させていただきたいと考えております。以上、簡単ですが議案の説
明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。なお、質疑は議会運営委員会の付託事件の範囲
内での質問とさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。質疑はありませんか。

○川上委員

ただいまの説明にありました議案第105、106、107、108、109号の飯塚市立
鎮西小中学校建設工事1工区、2工区、3工区、4工区、5工区について、議案上程の是非に
ついてどういう判断をしたのかお尋ねしたいと思うんですね。

理由は、いずれも落札率が100%という状況なんです。これについては入札において競争
力が働いたかどうかということを実際に考える必要があって、全体の状況から言えば、私は捜
査機関に相談してもよいくらいの状況になっていると思うんですよ。このような状況のまま市
長は議案上程したんだけど、その辺についてどういう判断をしたのかお尋ねしたいと思
います。

○契約課長

ただいまご質問いただきました5つの議案でございます。これら議案につきましては委員ご
指摘のとおり落札率が100%で業者を決定したところでございますが、これらの案件いずれ
にいたしましても談合情報等の提供等もありませんでしたので、今回落札決定後、議案として
上程をさせていただいております。

○川上委員

談合が完全な場合は談合情報は来ないです。それからこれに、一般論で言いますけれども、
官製ということになってくるとなお来ないです。ですから、私は今度の事態というのは皆さん
にとって、執行部にとって想定外の事態が生じたのか、それともあり得ることが起こったのか
ね、そういう自己検討する必要があると思うんですよ。それからいうとね、これは未必の故意
というのがありますね、こうなっても仕方がないという、こういう指摘を受けかねない事態が
あるんだけど、私はこの姿のままでこれほどの議案を上程するべきではないというふうに思
います。今の課長の答弁についてはまったく納得がいけない。市長の答弁を求めたいと思
います。

○総務部長

先ほど契約課長が申しましたように談合情報等も入っておりませんし、競争力が働いてい
ないというご指摘でありましたが、市内の業者の競争の中で、結果、こういうことになりました

ので、事業の進捗を考えまして、今回提案をさせていただいたということでございます。

○川上委員

極めて無責任な自己検討のない議案上程だと思います。これについては定例会の中で、共産党としては争いたいというように思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

議案第100号 飯塚市職員倫理条例についてお聞きいたします。

この職員倫理条例に関しては、私ども政治倫理条例を12月に改正したときにあわせて決議を出させていただいておりました。この決議を受けての職員倫理条例という理解でよろしいですか。

○人事課長

本条例案につきましては、平成27年第7回定例会におきまして決議をされました「飯塚市議会議員の政治倫理に関する決議」の中で、政治倫理条例にうたわれております政治倫理基準に違反いたしまして、市職員等に働きかけを行い、職員の公正な職務を損なわせるような行為に対処するための制度を早急に創設するようという強い要望を受けまして制定した意味合いも十分でございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

次に、「議案の付託委員会」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

議案の付託委員会について説明いたします。議案書及び議案付託一覧表(案)をお願いいたします。

議案第98号は総務委員会に、99号は厚生委員会に、100号及び101号は総務委員会に、102号及び103号は厚生委員会に、104号から112号までの9件はいずれも市民文教委員会に、113号は総務委員会に、114号は市民文教委員会に、115号は厚生委員会に、116号及び117号は市民文教委員会に、118号は経済建設委員会に、119号は総務委員会に、それぞれ付託していただいております。

次に人事議案であります、議案第120号から124号までの5件につきましては、いずれも最終日に上程し、提案理由説明ののち、委員会付託省略をはかっていたいただき、質疑、討論、採決としていただいております。

次に、認定議案でございますが、認定第1号から12号までの12件につきましては、いずれも、後ほど審議していただきます特別委員会に、13号から15号までの3件につきましては、いずれも経済建設委員会に、16号は厚生委員会にそれぞれ付託していただいております。

次に、報告事項4件につきましては、最終日に報告、質疑としていただいております。

以上、ご審議方よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「議案の付託委員会」については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「議案の付託委員会」についてはそのように決定いたしました。

次に、「会期及び会議予定」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

会期及び会議予定について、ご説明いたします。

お手元に配付いたしております「平成28年第4回 飯塚市議会定例会会期日程(案)」をご

覧ください。

会期につきましては、9月13日から9月30日までの18日間を考えております。

会議予定でございますが、各本会議、委員会ともに会期日程（案）のとおりと考えております。

このうち、初日6番目の「議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決」及び第9日目の2番目、「議案に対する質疑、委員会付託」のうち決算特別委員会に関しましては、後ほど別途、審議いただくこととなっておりますのでよろしくお願いいたします。

以上、ご審議方よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「会期及び会議予定」については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、「会期及び会議予定」についてはそのように決定いたしました。

次に、「決算特別委員会の設置」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

認定第1号から第12号までの12件の決算認定議案につきましては、申し合わせにより特別委員会を設置して付託することとされておりますので、これに従いまして、決算特別委員会を設置していただいております。

なお、特別委員会の名称は「平成27年度決算特別委員会」、委員定数は「11人」、付託期間は「12月定例会まで」とし、閉会中の継続審査としていただいておりますので、ご審議方よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。おはかりいたします。認定第1号から第12号までの12件については、事務局説明のとおり、決算特別委員会を設置し、審査することにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、決算特別委員会を設置することに決定いたしました。

次に、特別委員会の名称は、「平成27年度決算特別委員会」とし、委員定数は11人、付託期間は12月定例会までとして、付託案件は閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、特別委員会の名称、委員定数、付託期間及び付託方法は、そのように決定いたしました。

次に、「委員の人員割り振り等」について事務局に説明させます。

○議会事務局次長

人員割りにつきましては、お手元に配付しております決算特別委員会人員割表をご覧ください。

委員定数は先ほど申しました11名ということでございます。各会派の人員から2.5名につき1名の割合で選出をしていただきたいと思いますと考えております。

なお、正副議長及び監査委員につきましては、会派人員数には算入いたしますが選出の対象とはなりません。

不足する委員数につきましては、白抜きの三角印で示しております、端数がある各会派間で協議をいただき選出をお願いしたいと考えております。

なお、各会派の選出委員の届け出期限につきましては、9月14日・水曜日午後5時までとしていただき、特別委員会の設置につきましては9月21日・水曜日に開催予定の本会議で、議案の質疑、委員会付託に際して、議長発議により設置していただいておりますのでよろしくお願いいたします。

以上、ご審議方よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「委員の人員割り振り等」については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「委員の人員割り振り等」についてはそのように決定いたしました。

次に、「人選の届け出期限」は、9月14日(水)午後5時までとし、「特別委員会の設置時期」については、9月21日(水)の議案の委員会付託のときとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「人選の届け出期限」及び「特別委員会の設置時期」はそのように決定いたしました。

次に、「決議案の取り扱いについて」、お手元に配付しておりますとおり「サニーベール市との姉妹都市提携に関する決議(案)」が提出されております。本件の取り扱いについて、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

決議案の取り扱いについてご説明いたします。

本件は市長からの要請を受け、代表者会議において調整がなされておるものです。

取り扱いにつきましては、飯塚市議会の申合せとしまして、「市議会議長会や市執行部からの提出依頼があった意見書等議員提出議案は、議会運営委員長が提出者となり、賛成する会派の同委員が賛成者として、最終日に提案し、委員会付託を省略して即決する」こととされております。

本件につきましても、これに準じる形で、議会運営委員長が提出者となり、賛成する会派の同委員が賛成者として提案していただいております。

あわせて、代表者会議において、13日の本会議初日において取り扱うこととされておりますので、本会議初日に委員会付託を省略して即決としていただいております。

なお、議員提出議案として、各会派の賛否を確認する必要がありますことから、9月13日、本会議初日の開会前に議会運営委員会を開催していただいております。

以上、ご審議方、よろしく願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。本件の取り扱いについては、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。つきましては、本決議案に対する各会派の賛否について、9月9日・金曜日午後5時までに議会事務局に報告していただきますようお願いいたします。よろしいですか。賛否については9月9日・金曜日午後5時までに事務局に報告をお願いします。

次に、「一般質問、議案質疑の通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

案件に記載しておりますとおり、一般質問通告締切日は土日を挟みまして、9月5日・月曜日午後5時までとなっておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、議案に対する質疑通告及び意見書案・請願については、9月14日・水曜日午後5時までに提出していただきますようお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「一般質問、議案質疑の通告締切日及び意見書

案・請願の提出締切日」については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「請願第7号の採決について」事務局に説明させます。

○議会事務局次長

議会運営委員会に付託されておりました「請願第7号 「飯塚市政治倫理条例の一部を改正する条例」に関する請願」につきましては、同委員会において、賛成少数により不採択となっております。よって、本会議初日における採決につきましては、委員長報告に対してではなく、請願についての賛否をおはかりいたしますので、請願第7号を採択とする場合はご起立いただきますようお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。請願第7号の採決につきましてはご了承願いますとともに、所属会派での周知をよろしくお願いいたします。

次に、「議会のペーパーレス化に向けたタブレット端末の活用について」、前回の委員会で、事務局からタブレット端末の仕様について提案がありました。

「会議に使用するアプリケーション」については、「SideBooks (サイドブックス)」、「通信の方法」については、「Wi-Fi モデル」ではなく、どこでもインターネットに接続できる「セルラーモデル」ということでしたが、これについて、各会派からのご意見等ありましたらよろしくお願いいたします。

(な し)

ご意見ございませんかね。ご意見もないようですので、それでは、タブレット端末の仕様につきましては、事務局提案のとおり進めたいと思いますが、これにご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

ご異議がありませんので、本件については、そのように決定いたしました。今後の流れについて、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

ただいまタブレット端末の仕様について決定いただきましたので、これからは「タブレット端末の活用方法に関すること」について、試行開始までにご検討いただくこととなります。

検討事項といたしましては、会議における運用方法やその他の活用方法となりますが、先行して取り組まれている議会等参考にいたしまして、事務局から素案を提示してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長

次に、「議会インターネット中継にかかる要綱等の整備について」、事務局から要綱及び要領案を提示しておりましたが、質疑またはご意見等はありませんでしょうか。

○江口委員

すいません。要綱等の整備についてなんですけど、もう少し会派内で調整をいたしたく、持ち帰りとさせていただけたらと思っております。

○委員長

ただいま江口委員から持ち帰りたいたいの発言がありました。

本件につきましては、本定例会中に決定したいとしておりましたので、最終日開会前に開催予定の本委員会で改めてご意見を伺いたいと思います。その間、各会派でのご協議をよろしくお願いいたします。

次に、「議員派遣」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

すでにご承知のこととは存じますが、来る10月6日及び7日に、岡山市において第78回全国都市問題会議が、また10月19日及び20日には、静岡市において第11回全国市議会議長会研究フォーラムがそれぞれ開催されます。

議員派遣の手続きが必要となりますが、いずれも申し込み締め切りが8月となっておりますことから、会議規則第161条の規定に基づき、閉会中の議員派遣として、既に議長におい

て派遣の決定がなされておりますのでご報告いたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件についてはご了承願います。

次に、その他でございますが、次回の委員会は9月13日・火曜日の本会議開会前、午前9時30分から開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

本日の審査は、すべて終了いたしましたので、これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。